

第三十八回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第四十四号

(六三三)

昭和三十六年五月三十日(火曜日)
午前十一時四十一分開議

出席委員

委員長 中川 俊忠君

理事内田 常雄君 理事小川 平二君

理事岡本 茂君 理事中村 幸八君

理事板川 正吾君 理事松平 忠久君

有馬 英治君 小沢 辰男君

海部 俊樹君 神田 博君

齋藤 憲三君 笹本 一雄君

田中 榮一君 田中 龍夫君

中垣 國男君 林 博君

南 好雄君 早稲田和吉門君

加藤 清二君 小林 ちづ君

中嶋 英夫君 中村 重光君

伊藤卯四郎君 春日 一幸君

出席國務大臣 椎名悦三郎君

出席産業大臣 榎名悦三郎君

出席政府委員 始關 伊平君

官 通商産業政務次 砂原 格君

官 通商産業政務次 今井 善衛君

官 (通商局長) 松尾 金藏君

通商産業事務官 齋藤 太一君

通商産業事務官 齋藤 太一君

通商産業事務官 齋藤 太一君

通商産業事務官 齋藤 太一君

通商産業事務官 齋藤 太一君

通商産業事務官 齋藤 太一君

通商産業事務官 齋藤 太一君

通商産業事務官 齋藤 太一君

通商産業事務官 齋藤 太一君

通商産業事務官 齋藤 太一君

通商産業事務官 齋藤 太一君

通商産業事務官 齋藤 太一君

通商産業事務官 齋藤 太一君

通商産業事務官 齋藤 太一君

通商産業事務官 齋藤 太一君

通商産業事務官 齋藤 太一君

通商産業事務官 齋藤 太一君

通商産業事務官 齋藤 太一君

同日

委員海部俊樹君辞任につき、その補欠として正示啓次郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月三十日

委員南條徳男君、山村新治郎君及び井手以誠君辞任につき、その補欠として早稲田和吉門君、海部俊樹君及び渡辺徳蔵君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

割賦販売法案(内閣提出第四〇号)

輸出入取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五三三号)

○中川委員長 これより会議を開きます。

割賦販売法案を議題として審査を進めます。

本案は去る十二日以降、割賦販売法案審査小委員会において審査された議案であります。この際、同小委員長の報告を聴取することにいたします。割賦販売法案審査小委員長岡本茂君。

割賦販売法案に対する修正案

修正する。

目次中 「第四章 割賦(第三十六

条)第四十一条」を「第四章 割賦

条(第四十七条)」を「第五章 割賦

条(第四十七条)」を「第六章 割賦

条(第四十七条)」を「第六章 割賦

条(第四十七条)」を「第六章 割賦

条(第四十七条)」を「第六章 割賦

条(第四十七条)」を「第六章 割賦

条(第四十七条)」を「第六章 割賦

条(第四十七条)」を「第六章 割賦

条(第四十七条)」を「第六章 割賦

条(第四十七条)」を「第六章 割賦

条(第四十七条)」を「第六章 割賦

条(第四十七条)」を「第六章 割賦

条(第四十七条)」を「第六章 割賦

条(第四十七条)」を「第六章 割賦

条(第四十七条)」を「第六章 割賦

条(第四十七条)」を「第六章 割賦

条(第四十七条)」を「第六章 割賦

条(第四十七条)」を「第六章 割賦

販賣審議会(第三十六条)第四十二

(第四十三条)第四十八号

(第四十九号)第五十四号

に改める。

第一条の見出し中「目的」の下に

「及び運用上の配慮を加え、同条に

次の一項を加える。

2 この法律の運用にあつては、

割賦販売を行なう中小事業者の事

業の安定及び振興に留意しなければ

ならない。

第四条に次の一号を加える。

六 所有権の移転に関する定めが

あるときは、その内容

第五条第一項中「購入者のため

に商行為となる契約を除く。」を削

り、同項中「十五日」を「二十日」に

改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、指定商品に係

る割賦販売の契約であつて購入者

のために商行為となるものについ

ては、適用しない。

第六条第一号及び第二号中「割賦

販売に係る価額」を「割賦販売価格

に相当する額」に改める。

第九条第二項を削る。

第十条第一項中「前条第一項」を

「前条」に、「同項」を「同条」に改め

る。

第十五条第三項中「第一項」の下

に「又は前項」を加え、同項を同条

第四項とし、同条第二項の次に次の

一項を加える。

3 通商産業大臣は、百貨店業者(百

貨店法(昭和三十一年法律第百十

六号)第三条の許可を受けた者

をいう。又は指定商品の製造業者

が第十二条第一項の申請書を提出

した場合において、その申請に係

る前払式割賦販売の事業活動が、

中小事業者の前払式割賦販売の事

業活動に影響を及ぼし、その利益

を著しく害するおそれがあると認

めるときは、その登録を拒否する

ことができる。

第十七条第一項及び第十八条第一

項中「五十万円」を「百万円」に改め

る。

第三十八条第一項中「第十五条第

一項」の下に「若しくは第三項」を加

え、第三十九条第一項中「第四十

一条」を「第四十八条」に改め、第四

十五条第一号中「第三十六号」を「第

四十三号」に改め、同条第二号中「第

三十七号」を「第四十四号」に改め、

第三十六号を第四十三号とし、以下

七条ずつ繰り下げ、第五章を第六章

とし、第四章を第五章とし、第三章

の次に次の一章を加える。

第四章 割賦販売審議会

(設置)

第三十六条 通商産業省に、割賦販

売審議会を置く。

(所掌事務)

第三十七条 割賦販売審議会(以下

「審議会」という。)は、関係各大臣

の諮問に應じ、割賦販売及び割賦

購入あつせんに関する重要事項を

調査審議する。

2 主務大臣は、第二条第二項、第

十一号)第三号若しくは第十五条第

一項第二号(第三十三号)において

準用する場合を含む。)に規定する

政令の制定若しくは改廃の立案を

し、又は第九号の割合若しくは期

間を定めようとするときは、審議

会に諮問しなければならない。

(組織)

第三十八条 審議会は、委員十人以

内で組織する。

第三十九号 委員は、学識経験のあ

る者のうちから、通商産業大臣が

任命する。

2 通商産業大臣は、委員のうち一

人を会長として指名し、会務を総

理させる。

(任期)

第四十条 委員の任期は、二年とす

る。

(勤務)

第四十一条 委員は、非常勤とする。

(省令への委任)

第四十二条 この法律に定めるもの

のほか、審議会の組織及び運営に

関し必要な事項は、通商産業省令

で定める。

附則第一項に次のただし書を加え

る。

ただし、第四章の規定は、公布

の日から、第三十条の規定は、公

布の日から起算して一年を経過し

た日から施行する。

附則第四項中通商産業省設置法第

九条の改正規定の次に次のように加

える。

五月二十九日

委員正示啓次郎君辞任につき、その

補欠として海部俊樹君が議長の名

で委員に選任された。

第一類第九号

商工委員会議録第四十四号

昭和三十六年五月三十日

第一類第九号

商工委員会議録第四十四号

昭和三十六年五月三十日

第一類第九号

商工委員会議録第四十四号

昭和三十六年五月三十日

第一類第九号

商工委員会議録第四十四号

第二十五条第一項の表中

百貨店審議会	百貨店の事業活動の調整に関する重要事項を調査審議すること。
百貨店審議会	百貨店業の事業活動の調整に関する重要事項を調査審議すること。
割賦販売審議会	割賦販売及び割賦購入あつせんに関する重要事項を調査審議すること。

本修正の結果必要とする経費
平年度約十万円の見込みである。

○岡本(茂)委員 割賦販売小委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

小委員会は去る十二日本委員会の決定に基づいて私共六名の小委員をもって組織し、直ちに法案の審査に入りました。自來小委員会を五回開会し、政府委員に対して総括的にまた各条項について詳細な質疑を行ない、問題点の所在究明に努め、この質疑を通して問題点として目的、書面の交付、契約解除の制限、登録の拒否、営業保証金の額、割賦販売審議会等の事項について数点が指摘されたのであります。

これら問題点の処理に關しまして、日本社会党及び民主社会党を代表する小委員より、それぞれ本案に対する修正案が提出されましたので、これが意見の調整をはかるため、懇談会を三回開き、長時間に及んで検討した結果、ようやく意見の一致を見まして、お手元に配付いたしました本案に対する修正案を成案し、そのように修正を行なうことが適当であるとの結論に到達した次第であります。

次に修正案のおもな内容を申し上げます。

百貨店業の事業活動の調整に関する重要事項を調査審議すること。

百貨店の事業活動の調整に関する重要事項を調査審議すること。

割賦販売及び割賦購入あつせんに関する重要事項を調査審議すること。

まずと、第一に、目的に「運用上の配慮」を加え、政府は、この法律の運用にあつては割賦販売を行なう中小商業者の事業の安定及び振興に留意しなければならぬこととする。

第二に、書面の記載事項として「所有権の移転に關して定めがあるときは、その内容」を加える。

第三、前払式割賦販売業者の登録の拒否について通商産業大臣は、百貨店業者または製造業者の登録が中小商業者の事業活動に著しく影響を及ぼし、その利益を害するおそれがあると認めるときは、その登録を拒否することができる。

第四に、新たに割賦販売審議会の章を設け、その設置、所掌事務、組織等に関する規定を設ける。

第五、施行期日は、審議会の規定は公布の日から、証票の譲り受け等の禁止の規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する等であります。

つきましては、すみやかにこの修正案を御採択の上、修正議決あらんことをお願いいたします。

以上報告を終わります。

○中川委員長 以上で報告は終わりました。

○中川委員長 たいだいまの小委員長の報告にありました通り、本案に対し修正案が提出されておりますが、原案並びに修正案につきましても、両案に十分尽されてお存じなすので、両案に対する質疑を終局するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中川委員長 御異議なしと認め、両案に対する質疑を終局いたしました。この際、本修正案にありまします割賦販売審議会の設置に伴う予算関係につきましても、内閣において御意見があれば御発言願います。通商政務次官始末。

○始末政府委員 たいだいま割賦販売法案の国会修正におきまして審議会の設置することに相なりましたが、この審議会の委員は十名内外でございます。思ひますので、本年度につきましても通産省の既定予算の範囲内におきまして審議会の運用に遺憾なきを期したいと考えておる次第でございますので、御了承いただきたいと思います。

○中川委員長 引き続き原案並びに原案に対する修正案を一括して討論に付するのであります。通告がありませんで、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中川委員長 御異議なしと認め、順次採決いたします。

まず割賦販売法案審査小委員長岡本茂君より提出された修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中川委員長 起立総員。よって本修正案は可決いたしました。

○中川委員長 次にたいだいまの修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中川委員長 起立総員。よって本案は割賦販売法案審査小委員長岡本茂君提出の修正案の通り修正議決すべきものと決しました。

○中川委員長 この際、たいだいま議決いたしました本案に対し、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表し、中村重光君外六名提案の附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。中村重光君より趣旨の説明を聴取することにいたします。

○中村(重)委員 割賦販売法案に対しまして慎重審議の結果、たいだいま修正の法案の内容よりいたしまして割賦販売業者並びに消費者、中小企業者に及ぼす影響は相当大きいと思ふのであります。従いまして割賦法案に対する附帯決議が必要となつて参るかと存じますので、自由民主党、日本社会党、民主社会党を代表いたしまして附帯決議案の趣旨の御説明を申し上げます。

割賦販売法案に対する附帯決議案

政府は、本法施行にあたり、一般小売業者ならびに消費者の利益擁護の立場から、次の事項につき、特別の考慮をばらうべきである。

一、割賦販売審議会の委員のなかに、一般小売業者ならびに消費者の代表をそれぞれ任命すること。
一、一般小売業者の行なう割賦販売に対しては、税制上、金融上の特別優遇措置を講ずること。
一、消費者の利用に供するため、消費者金融の道を考究すること。
一、信用保険制度の整備に務めること。

以上であります。何とぞ満場一致御賛同をお願いいたします。

○中川委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議に對しましては、別に御発言の申し出もないようでありましますので、本動議を採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中川委員長 起立総員。よって本動議は可決され、本動議の通り附帯決議を付するに決しました。

この際、通商産業省より発言があればこれを許可いたします。

○始末政府委員 たいだいまの附帯決議につきましても、その趣旨を尊重いたしまして善処いたします。

○中川委員長 お諮りいたします。たいだいま議決いたしました本案に対する委員会報告書の作成に關しましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中川委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○中川委員長 次に輸出入取引法の一部を改正する法律案を議題として審査を進めます。

お諮りいたします。本案審査のため来たる六月一日木曜日午前十時より参考人の出席を願ひ、意見を聴取することにしたと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中川委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお人選、出頭の手続等に関しましては委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中川委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○中川委員長 本案に対し、質疑の通告がありますので、順次これを許可いたします。加藤清二君。

○加藤清二委員 ただいま上程されております輸出入取引法一部改正の法律案に關しまして、私は本国会が始まりました当初に、委員長に対して資料要求をいたしておいた記憶がございますが、いまだにそれが出ていないように思ひます。出た分もやでございますけれども、出ない分がございまして、これは一体政府としてはこの法案を通すつもりなのか、通さぬつもりなのかと疑いたくなるわけでございます。あるいはまた、もし通すつもりであるとすれば、ほかおむりをして質問に答えずに通す、こういうふうな解釈せざるを得ないのでございますが、一体これはいかに相なっておるのでございましょうか。まず第一番にそれからお尋ねをいたします。

○中川委員長 加藤君にお答えいたします。大体政府の方では全部資料を出したと言っておるのですが、不足がありましたら……。

○加藤清二委員 政府からいただいたのはこれだけでございます。私が要求いたしましたうち、特にこの輸出振興に關係をいたしまして、輸出が難澁をいたしておるものの中に、これはいろいろな原因があるのでございまして、そのうちの一つにこういう点がございまして、すなわち、内地で売られます値段よりも輸出値段の方が非常に安いというものがあつた。この安い結果は、やがてこれを買ひ取ります相手国から、レーバー・ダンピングであるとか、あるいはソーシヤル・ダンピングであるとかいっていろいろ苦情が参つておられます。その苦情は、その相手国のみならず、ガット・総会においても常に問題にされておる。そこで私は、ほんとうに輸出を振興するには、ここに検討を加える必要がありと考へましたので、主要輸出品の内地の卸売価格、小売価格、それと、同じ品物が輸出されまゝする折のコストの一覧表、こういうものを提出していただきたい、こうお願いをいたしましたところ、鐵鋼関係の一部、ほとんどそれだけでございます。あとは出ておらないのです。私は、ここに問題をかましておりまするカメラであるとか、あるいは陶磁器であるとか、常にアメリカ市場において問題が絶え間なく起きておりますところのあまたの品物、それを要求したはずでございますが、出ていないのでございます。これでは審議のしようがないのであります。

次に、また、本法案は、独禁法を

の程度緩和しても、なおカルテル行為をせぬければならぬ、こういうようなお話のようでございまして、そこで、日本でカルテルの一番きつところのものは何かと見れば、言うまでもなくこれは石油合成産業でございまして、この石油合成産業の材料、すなわち、原油が輸入される価格は、大体世界プライスでまゐつておるようでございまして、そこで、問題は、それではこれが国内で売られる場合にカルテルがあつた方がいいのか、ない方がいいのかは別問題として、国内で売られていゝところの価格は、一体アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス等の先進国と比較してどうなのか、これも私はお尋ねしたはずでございまして、そういうものが出ていないのでございまして。

○中川委員長 加藤さん、わかりました。出ていないものについては、至急出していただくように取り計らいます。

○加藤清二委員 それでは、その質問はそれが出るまで留保する、こういうことにさせていただきますと存じます。

次に、それでは大臣はいらっしゃらないようでございまして、私一人がこの法案通過のじやまをしたような印象を与えては、まことに意圖せざるどころでございまして、私は、法案の審議促進に協力するために、大臣の質問をはずしまして、主として通商局長に質問をしたいと存じます。

第一番に、この法案のほんとうのねらい、この改正のほんとうのねらいは一体どこにあるか、改正されることによつて、一体日本の貿易はどのように伸びると思考していらつしやるのか、この点をまずお尋ねいたします。

番大きな点は、輸出入調整がまずあげられると思ひます。御承知のように、従来は外貨資金の割当によりまして、低開発国の比較的割高な物資でも、割当を受けたものを無理に引き取つてもらうということによりまして、辛うじて輸出と輸入のアンバランスというものをある程度是正していただのでございまして、貿易自由化になりましたら、外貨割当というものがなくなるといふ場合にございまして、輸出は出るけれども、輸入がほとんどできないという点がありまして、従つて、その点は、輸出入業者の協定によりましてぜひ直していただきたいという点でございまして。

第二といたしましては、やはり御承知のように、日本品に対します輸入制限運動というものは、下火になるどころかますます勢いを強めてきておるというふうな状態でございます。従いまして、わが方といたしましては、従来以上に輸出入取引秩序をお行儀よくしなければいかぬということになつてくるわけでございまして。御承知のように、従来輸出組合あるいは輸出業者の段階においていろいろお行儀をよくする措置をとつておられますが、特にメーカーの段階においていろいろ問題がある。その結果安売りが起こる場合があるわけでございまして。従いまして、メーカーの段階においてお行儀をよくいたしますために、メーカーの段階で輸出品について協定を結んでおられます、今まではアウトサイダー規制がないといふことで、非常にお行儀が乱れておりますので、その点アウトサイダー規制をすることによつて、輸出品全体についての秩序の確立を期したい。また、今回の改正の中には、たとえ

ば貿易連合という仕組みによりまして——中小の商社がお互いにしのぎを削る、そのために非常に輸出阻害になつていゝ面がございまして、貿易連合というふうな仕組みを作り出すことによりまして、それらの中小商社が過当競争を排除するだけではなく、たとえば共同して海外に支店を設置することによつて、それらのものの輸出に寄与できるような態勢を作るといふことをねらいとしております。また、この輸出組合の強化、活用という意味合いからいたしまして、たとえばある輸出組合については課税しない、非課税法人にするとか、あるいは負担金をとりまして必要な事業の遂行に資するとか、輸出振興のできるようないろいろな態勢をとらせたい、かように考えておるわけであります。さらには、輸入の面につきまして、後進地域に対する輸出入調整の話はいたしましたが、さらに、貿易自由化に伴ひまして過当競争が激しくなる。特に相手国が売手市場であるという場合におきましては、わが方がその狭い門に殺到して値段をつり上げるといふふうなことになるので、その点につきましてメーカーのカルテルをきわめて厳重な範圍で結ばせて、やたらに高いものを賣ひ付けることがないようになつてほしいといふふうな点、あるいは輸入組合もつとてきやくなるように、貿易自由化に対する配慮からいたしましていろいろの改正をしておるといふ点でございまして。

○加藤清二委員 ただいま局長から本法案が実施された場合の長所についてお述べになつたようでございまして、が、これにまつたところの欠

しているかという点、高い方へ高い方

へと持っていつておる。そのことは、内地販売の協定が行なわれているがゆえなんです。今までだってそうなんです。波打ちきわから向こうと競争するときは、常にカルテル行為が破られておる。お宅の方が設定なさったチェック・プライス、フロア・プライスが常に破れがちである。結局それが国内に向かったときにはとたんに一致する。品質、数量、コスト、意匠等々の協定は、国外に向かったときよりも、国内に向かったときの方が多く強硬に行なわれているというのが実例なんです。それで常に国内の消費者がその犠牲を背負わなければならぬということになっておるわけなんです。そこへもってきて国内の場合も国外の場合も同じように強化をするというこの法案の趣旨からいいますと、ますます国内売りの業者間の統制がきびしくなつて参りまして、犠牲は国民に背負わされる、こういうおそれが生じてくるわけでございます。私はその点を質問しておるわけなんです。

○始開政府委員 ただいま肥料の問題が出ましたが、肥料の問題は、これはいわゆる私的独占ではございませんで、御承知のように肥料二法によりまして政府がその公定価格をきめる、その場合におきましては、今お話しのように各生産者のコストがそれぞれ違いますが、コストの安い方から大体六割、つまりこれは国内向けのものでございしますが、そこまでするバルク・ラインとして引きまして、その平均価格で国内の販売価格をきめる、こういうやり方になっております。輸出の方につきましては、主として海外における確安相場が安いという関係がございしますの

で、その輸出赤字を国内に転嫁してはいかぬという趣旨からいたしまして、確安輸出会社というものを作りまして、これが国内によるものと同じ価格で買い取りまして輸出をしている。でございますから、実際問題といたしまして、三十四年度までに七十数億という赤字が肥料会社にたまりまして、その処理についてたまたまいろいろ検討中なんでしょうが、肥料の問題はいわゆるカルテル行為ではございまして、今回の法律改正とは今までの建前上では全く関係がないということをお承知願いたいと思うのでございします。

それからもう一つ、今度の生産者のカルテルにつきましては、アウトサイダー規制を認めるという事項がございしますが、これはきわめて限定された場合に、いわゆる波打ちきわの方に向かつて輸出業者に対する出荷というところについてのみ数量なり価格なりというものを協定するという建前でございまして、これが一般の国内向けのカルテルにまで及ぶというふうな、そういう弊害が生ずるということにつきましては、非常に嚴重に注意をいたしまして、国内の農林漁業者あるいは中小企業者あるいは一般消費者等に悪影響のない場合というものを、十分法律上にもうたつてあるわけでございます。

なおこの認可にあたりましては、公取あたりとも協議をいたしまして、ただいま加藤先生御指摘のように、波打ちきわに向かつて、その方向だけの共同行為というものが、もし国内全般に向かつての共同行為になる、そういう例がございしますれば、それについては

許可を取り消すなり、変更命令を出すなり十分に注意して参る、そういう法律の建前でございしますので、その点お答え申し上げます。

○加藤(清)委員 先日の總理のお答えや、ただいまの次官の御答弁の後段の内容が事実であると思ふれば、この心配は解消すると思ふのです。ところが御承知の今回の修正にあたりまして、輸入関係の場合に、輸入業者の共同行為の中に新しく輸入業者と需要者、販売業者の国内取引の協定が行なわれるべく挿入されているようでございします。そこを私は心配するわけでございします。

そこで先ほどの局長のお話の通りこれが輸出の場合にのみ適用されて、しかも投げ売りだとか、協定破りをしてもなお売った、チェック・プライス、フロア・プライスを破つてでも、なお売つていたという者にのみこれが適用されるということでは、これはそんなけつこうなことではないわけですか。ところが残念なことに、今度の改正には内地の需要者との協定も結べるように挿入されているわけですか。従つて過去の協定の実績から見まして、常に外向きでなしに内向きに多く悪用されていたものが、ここに需要者や消費者の協定——消費者と申しまして、それは国民でなしに販売業者のことなんです、それが、それなどの協定が——そう強化されて、そしてアウトサイダー規制をするというところになって参りますと、今まででさえも内向きの方が強かつたものが、一そうそちらに向けられるおそれ十分にあると思ふわけですか。ここに農業協同組合なども非常に心配をすると同時に、この原案作成者であるところの与党の方でさえも、事農林関係

の方々には心配の向きが非常に多い。従つてこれの詳細については連合審査のうちに各項目にわたつて、確安のみならず、窒素、燐酸カリ、すべてにわたつて詳細に質問したいと思つておるわけでございますけれども、この点はこれを審議するときには、委員長にもお願いしたいことなんです、農林当局もぜひこころを呼んでおいていただきたい、こう思ふわけでございします。

従つてそれは次に譲るといたしまして、先ほどの局長さんの御答弁の通り、波打ちきわ、向こうへ向かつた場合に、いろいろな、あまたの正常取引を破るような行為が行なわれていた。それが安売りの結果になつた、こうおっしゃるので、そこへわれわれはメスを入れなければならぬ、こう思ひまして、私は、忘れるといふから書いておいたのですが、輸出難澁をしてる品物、日貨排斥をしてる品物、三十五条が援用されている国は、一体日本商品の何々が原因をしてるのか等々の物資の一覽表をお願いしたい。第二番目には、輸出物価と国内物価の比較のうちで、輸出は港渡し、内地値段は卸、小売りをともにつけてもらいたい。特にそのうちでも国民消費生活に必要なカメラ、時計、ミシン、自転車、自動車、オート三輪、要すれば乗用車、それから近ごろ問題をかもし出してあります電気器具、トランジスタ・ラジオ等、それから肥料、さきにもういふに申し上げておいたはずでございます。その一部は出ましたけれども、出ていないので、審議の過程においてこういうトータルが出ておりませんと、どうも輸出難澁よりもその以前の審議が難澁するわけでございますので、これを一つ大至急

の方々は心配の向きが非常に多い。従つてこれの詳細については連合審査のうちに各項目にわたつて、確安のみならず、窒素、燐酸カリ、すべてにわたつて詳細に質問したいと思つておるわけでございますけれども、この点はこれを審議するときには、委員長にもお願いしたいことなんです、農林当局もぜひこころを呼んでおいていただきたい、こう思ふわけでございします。

整えていただきたい。もちろんこれは通商局だけでは不可能なことだと思ひます。その断わりの中に、開きにきまつたけれども、輸出業者がなかなか本物の値段を知らしてくれませんか、こういうふうなお答えもあつたやうでございますが、これはわれわれが行けばそう言うのでございしますが、担当官が行かれて輸出業者がそのような答弁をして、これで済むものとは私は心得ないのでございします。そういうことであれば、実態をつかまずに法律を作ろうとしていらつしやるのか、実態をつかまずにチェック・プライスやフロア・プライスを通産省は御決定になるのかと聞きたくするわけでございまして、それは御調査に時間がかかるのでございしますが、これはぜひ一つ大至急出していただきたい。そして局長さんのおっしゃいましたポイントに具体的事実からメスを加えてみなければ、それに対処するところの具体策というものは生まれてこないのじゃないか、こう思ふからでございします。この点一つ局長さんの御答弁を……。

○今井(善)政府委員 前に要求されました資料につきましては、われわれ全部届けてあるつもりでございまして、けれども、今お話しした、たとえば輸出難澁をしてる商品とか、あるいは日貨排斥を受けてる商品とか、あるいは三十五条を援用している国というふうな資料につきましては、あるいは出ていないかもしれませぬので、できるだけ至急整へまして提出したいと思ひます。

○中川委員長 速記をとめて。
〔速記中止〕

○中川委員長 速記を始めて。

○加藤(清)委員 せっかく大臣がい
らっしゃったようでございますから大
臣にお尋ねしますが、ただいま上程さ
れております輸出取引法は、今国会
に通産省が提出なさりました貿易関係
の唯一無二の法案だと心得ております
が、きのう、きょう実際になわけてお
ります取引の状況というものは、必ず
しも芳しい状況ではない、貿易の帳じ
りは去年の秋以降ずっと不調で、むし
ろ赤字の累積のようでございますが、
こういう貿易状況にかんがみまして、
大臣としては通産省の貿易振興の基本
方針をどこに置いていらっしゃるの
か。この法案だけを通せばそれで貿易
の関係は好転するといふふうにお考え
でございますか、まずその点から
お尋ねいたします。

○椎名国務大臣 貿易振興の方策は、
これは一がいに言えないのでありまし
て、その地域あるいは国あるいは物に
よってそれぞれ違つてなければなら
ぬと思つてあります。しかしこれは
概観して申し上げます、結局アメ
リカあるいはヨーロッパの先進国に対
しては、やはり秩序ある取引構造とい
うことに尽きるのではないかと。それか
ら後進地域に対しては、これから相当
有望な市場でございますけれども、何
といつても向こうの方に資力がない、
しかし物はほしい、こういう関係でござ
います。これらの地域の市場開拓
のために、やはり貿易金融を非常に
豊富にして、借款あるいは延べ払いの
方式によって売れやすくする。向こう
からいって買ひやすくなる。そして経
済力をつけてだんだんりっぱな市場に
作り上げていく、こういうことが必要

であるように思います。今回お願いし
た輸出入取引法の改正につきましては
は、先進国に対するいわゆる秩序ある
取引、そういうものをものと強化して
参りますために必要である。同時にま
た、後進地域で相当貿易関係になつて
いるところがあります。日本からはその
国に対して相当輸出されますが、その
相手国から買ひにおもむく買ひよう
がない。しかし物がほしいわけじゃな
い。ただいろいろな取引の条件が非常
に不利である、こういう関係にあるの
でございます。その関係の調整をつ
けるためには輸出、輸入の関係を一体
にいたしまして、そして向こうの方に
も相当なフェアプレーを与えるといふよ
うな関係を作り上げる、こういうたよ
りなことが今回の法案のねらいでござ
います。大体以上でございます。

○加藤(清)委員 当然のことながら、
本法案、すなわちあなたのお言葉を借
りて言へば、先進国と秩序ある取引を
するといふことだけでは、今日累積を
重ねてきております赤字を解消するこ
とはできない問題だと私も思います。
それに加えて貿易金融をするとおつ
しやうていらつしやいます、この貿
易金融は概括的に言つてどういう態度
で臨まれますか、これをお尋ねい
たします。

○椎名国務大臣 従来はブランド輸出
なんかにつきましては、物を渡してか
ら長くてせいぜい七年、二年据え置
き、五年償還、それがまたいろいろ変
わる場合もございまして、とにかく
くせいせいで七年間ございましてたけ
ども、最近の国際取引の情勢からい
うと、それではどうしても間に合わ
ない。これを十年にし、あるいは物に
よつては十五年にする、あるいは大き
な発電機等については、各先進国が二
十年というようなことをもつてお
るのでございまして、七年の延べ取
引ではどうしても競争にならぬ、こ
ういふ状況でございます。つまり長期資
金の問題、それからもう一つは、短期
の貿易資金について利子が、日本の方
はかなり勉強したつもりでおりますけ
れども、先進国から見るとまだまだ利
率が高過ぎる。こういうようなことが
あるのであります。長期、短期その
両面にわたつて条件を緩和するとい
うところにあると考へます。

○加藤(清)委員 貿易金融の金利を安
くする問題と、期限を延長する問題に
ついてお答えをいただいたわけござ
います。が、国別に申し上げますと、こ
れは今後どういふ方向に行かれる御予
定でございますか。たとえばドル
地域に対してはあるいはポンド地域に
ついてもスターリング・エリアにつ
いても同じような方針で臨まれますの
か。それとも今までもおつき合ひのある
ところだけはこのようなことを適用す
るが、おつき合ひの薄かつたところは
しないとおつしやるのか、その点をお
尋ねいたします。

○椎名国務大臣 長期金融は先進国に
はその必要はない。これは物が行かな
いせいもございまして、後進地域につ
いてはどうしても延べ払いの程度をも
と高くしなければいけません。それから短
期の輸出金融の問題は、後進地域であ
らうと先進地域であらうと同じでござ
います。船積みをしてから日歩七厘で
ございまして、船積みをする前の、すな
わち注文を受けて物を生産する過程は
依然として日歩一銭四、五厘ですか、普
通の金利でやっております。ところが海外
では、貿易金融というともう物を製造
するときから七厘ぐらゐの安い条件
でやっております。これに対抗するため
は、どうしても製造行程までもさかの
ぼつて金利を安くするといふ必要があ
るのであります。これは後進地域と先
進地域の区別がない、そう思つており
ます。

○加藤(清)委員 これは当然後進地域
に当てはめられる問題とは思ひます
が、品物の銘柄あるいは相手国のい
かんによつて、それが行なわれてい
る国と行なわれていない国があるわけ
でございます。そこで私は先般も、た
とえばエジプトへ繊維機械が輸出さ
れたことがございまして、あそこは本
年もずいぶんたくさんのおフアを出し
ておるわけでございます。ところがこ
れが、あなたのさつきおつしやつた通
り、ドイツ、イタリアのいわゆる長期
の延べ払い方式と有利な金利のおかげ
でなかなか難渋しておる。機械そのも
のは日本の方がはるかに優秀であるけ
れども、決済の方式においてとても太
刀打ちができない、こういうことにな
つておるわけですね。しかもこれはほ
んど国営で行なわれるのでございま
して、これが初手であつて、この勝負
で負けんか、今後この地域を開拓する
といふことは非常に難渋しなければなら
ぬ、こういうことはだれしも御存じ
の通りであります。そこでこれは一体
どうなるのかお尋ねしましたところ、
研究しておくとおつしやうでございます
が、これは当てはめられますか、当
てはめられませんか。

○今井(善)政府委員 今具体的な問題
が出ましたけれども、私、実はつまび
らかに承知してないのでございま
す。エジプトはもちろんなわれわれから
見ますと後進地域といふことで、延べ
払い条件に当てはまるわけございま
すが、ただ、これは想像でございます
が、ものによりまして、延べ払いの年
限がある程度輪銀の方で、内規がござ
いまして操作をしておるわけございま
す。先ほど大臣から、一般的に現在
七年と申し上げましたのは、これは普
通の基準でございまして、繊維機械等
につきまして若干あるいは短くして
おつて、そういう問題が起きてい
るのかとも想像されるのですが、いざ詳
しく調べましてお答えいたしたいと思
います。

証協会との関連におきまして、政府からある程度、あのパイプを通じまし

て金を流す、府県の方からも流すといふふうなことで、保証の裏づけをもちまして、貿易金融が受けられるようにしたいといふふうな意味合いで、現在研究しております。またそういう意味合いで輸出保険に対する関心も非常に大きいわけでございます、その点につきましても、私ども何とかが打開したいということで検討を続けております。それからさらにこの法律との問題でございますが、私どもこの法律の運用にあたりましては、中小の専門商社が機能が発揮できるように何とかしたいといふことでもって運用をしておりますし、今後も特にそういう点について注意をしていきたい、かように考えております。

○加藤清(委員) これは長年唱えられて来たつて、年長の固具体策が行なわれなかつた、言うなればこれは盲点だと思ふ。しかも終戦以後貿易が伸びた、商社はだんだん大きくなったといふするけれども、それは主として総合商社だけでございまして、むしろ専門商社というものはだんだんと倒れていつておるのが実例でございます。むしろ数が少のうなつてきておる。そこで政府は、口を開けば競争が激し過ぎるとか、先ほど局長もおっしゃいましたが、輸出のときに投げ売りをやらかすとか、あるいは輸入する場合にはせり上げるとか、こうおっしゃいますけれども、第一専門商社にはそういう能力はないのです。そういう信用力もなないわけでは、そういう金も銀行は貸してくれないわけです。政府もそのようににはしてくれないわけです。上に厚く下に薄い政策が常に行なわれます結果は、総合商社に与えられております。

権限のあまたのものが専門商社には与えられていないのが実態なのです。具体的に申し上げますれば、総合商社は交互計算が許されておる。外貨割当が規制されておる時代から、もうすでに交互計算が行なわれるべく外貨保有を許されていたにもかかわらず、専門商社は、それは与えられていない。

るかというところ、だんだん専門商社はジリ貧なのです。ジリ貧は政府側から見ればけっこうかも知れませんが、競争が多過ぎてかなわぬ、数が多過ぎてかなわぬとおっしゃる方々にとっては、数が減ることはけっこうなことではないでしょうか。しかし、数は減っても輸出競争、輸入、買い競争が依然として衰

えていない原因がどこにあるかといえ
ば、それは専門商社がますます振う銘
柄をふやして、総合を一そうグレート
総合にしようとするところにあるわけ
なんです。すなわち、機械が主体であつ
たものが糸へんに入つてきたり、陶器
に入つてきたりする。今度また糸へん
が主体であつたものが機械からバナナ
といった食料品にまで手を伸ばそうと
する。とんでもないしろりとでありな
がら、外国へ行つてみると名前が売れ
ているから、これはくろりとだと見ら
れて、しかも政府はそれに対して交互
算のごとき政府保証まで与える。その
結果、事実はしろりとである、實際は経
験も浅い、しかし信用だけはついてい
る。これが売らんかなのことをやるわけ
なんです。ことにいけないことは、綿が
規制されたならば、よしこちらである
程度欠損しても毛でもうけてやればい
いわというので、ここでチェック—
チェックとまではいかないにしても、

片方でもうける分だけを片方で安うしてやればよろしいというようなことで、一そう投げ売りを激化している原因があるわけなんです。これはもととはただせば、政府が専門商社の指導育成強化の具体策を全然持たずに——口ではおっしゃるけれども持っていない、ないわけなんです。あつたら出してもらいたい。要するにただ一般的な大商社のみうるおうような、金融にしても大商社のみ食いつけるような渡し方をする。この結果がこういうことになつてきているわけなんです。従つて、大臣も専門商社の指導育成の必要をお認めであるならば、ぜひ具体策を立案していただきたい。あればここでおっしゃつていただきたい。

○今井(舊)政府委員 先ほど申しましたように検討中でございますが、単に検討中ということではございませんで、ある程度具体性を持った段階まで検討中でございます。

○加藤(清)委員　その検討中という言葉は歴代の通商局長に承つた言葉でございませう。一体いつになつたら具体策が出るのか。所得倍増計画によれば、輸出は伸ばさなければならぬ、こういうことなんです。機械は四・六倍、繊維は二・八倍等々伸ばすということが書いてある。しかし、さてその具体策はというと行なわれていない。ないが証拠に、大臣、とんでもないことが起きている。たとえば神戸地区、東海地区では必ずしもこの法案に賛成でない業界もあるわけです。なぜそうなるかといえば、具体的事実が示している。すなわち、東海地区にその例をとつてみましても、ここの貿易の主体はアメリカなんです。銘柄はといえば、織

維、ミシン、合板、陶器なんです。これがずっと赤字の累積なんです。同じ四月に例をとりまして、去年とことしと比較いたしてみますと、去年の四月に比較して陶器のごときは約三〇%近い減少を示している。だからこの間総理にも私はお尋ねをしたわけなんです。いや、それは下半期にはと、こうお答えがあるようでございます。いや、上期は輸入超過で、下期になる。こうおっしゃるようですが、しばらくお尋ねしたい。下期の輸出認証高はどうなっておるか。ほとんど注文はとだえておる。ここにアメリカのドル防衛と申しましょるか、あるいはケネディの新年針と申しましょるか、それをうかがわざるを得ない。本件に関し

では、いすれ担当局長に鈴木幹郎に、私は詳細にわたってこの対策をお尋ねする予定でございますが、今申し上げましたものはほとんどが二〇％以下の減少でございます。先行き不安でございます。

す。従つて、このメーカー関係は、陶器のごときは間引き生産をやつておる。九州へ歸している。それから合板のごときは週二回休日をやつているというような現状が続いているわけなんです。それでは一体下期に芽を吹くのか吹かぬのか。概括的に承りましたときに、上期はそうですが、下期はよろしいとおっしゃったんです。ちよつとこの際大臣に、今申し上げました纖維、陶器、ベニヤ板、ミシン、これらの下期の見通しをおねしたい。特に通商局長には、これの輸出認証高を承りたい。

○椎名國務大臣　假々の品物についての見通しというお話でございましたが、結局最近までの対米輸出は予想よ

りも低くて、大体八〇％くらいであったと思います。それからその他の地域の輸出は、これまた予想よりも下回つて、昨年同期に比較して五、六％の増、ところが三十六年度におきましては三十五年度の一〇％増、これはならしてそういうことでございますから、予想よりも下回つておる、こういう状況であることは御承知の通りであります。しかし対米關係を一つとらえてみますしても、アメリカの景気の立ち直りが、大体二、三月を底にして、鉄鋼などはかなりの増産をずっと続けておる、自動車またしかり、こういう状況でありまして、アメリカの景気の立ち直りは思ったよりも早い。それから外貨の保有につきましても、去年の同期

に比べて、去年は年間に直して三十五億ドルの赤字であったようでありますが、ことは十億ドルくらい、三・五分の一という状況で景気は立ち直つておるし、ドルの流出、すなわち国際収

支の状況も非常に改善されておる、こ
ういう状況でありますから、対米輸出
の問題につきましては、ただそれだけ
で座して対米輸出がふえるということ
はもちろん考えておりませんけれど
も、とにかく相手方が買入能力がなけ
ればどうにもならぬのであるから、そ
の能力が出てきたということは、非常
に大きな明るい見通しができてきたも
のと私は考えております。アメリカの
景気がまた全世界の自由国家群の景気
に非常に影響することは御承知の通り
でありますから、だんだん輸出景気が
出て参るということをするすべての専門
家は言っておるのでございます。問題の
織であるとかあるいは陶磁器であるとか
そういうものが一体どうなるのかと

いうことにつきましては、まだそこま
で正確な研究はしておりませんが、輸
出の専門部会においていろいろ市場
別、物別に今研究をしておるところで
ございます。そうかといつて、これは
全世界のどこそこへ幾ら幾らことしは
売るといふようなことを広告する
ことが、はたしていいかどうか、これ
は私は疑問だと思つております。研
究だけは相当やっております。いずれ
その成果を見ましたならば、あるいは
非公式にお話し申し上げることができ
るかと思ひますが、ただいまのところ
はその資料を持っておりますので、
申し上げます。

○今井(善)政府委員 手元にあります
のは三月までの通関実績でございます
て、認証統計は、現在それに相当する
資料を持っております。

○加藤(清)委員 それでは時間のよう
でございますので、私は本日のところ
はこれにとどめますが、問題はきわめ
て深刻でございます。重大というより
深刻でございます。アメリカのドル防
衛は、やがて日本の自由化はいたした
ものの、買ひはふえたけれども売りは
減つておる、こういう状況なんです。
特に今お尋ねいたしましたがお答えが
ございませんが、下期の見通しも必ず
しも樂觀は許されない状況なんです。
かてて加えて困つた問題は、中小企業
がせつかく設備をいたしましたその設
備を、固引き生産であるとか、あるいは
週二回は休まなければならぬという
問題に加えて、北九州その他の石
炭不況の方々を救おうというので東海
地区へ歓迎をいたしました。ところが
これが御承知の通り物価高と、それか
ら大企業が労働者をひっこ抜いていく

結果、非常に中小企業の人手不足とい
うことが、やがて労働組合の賃金闘争
よりもはるかに上回つて賃金をふやさ
なければならぬ、こういうことに追い
込まれて、八千円の最低賃金制などと
いうものはとつての昔に打ち破られて
おる、これが実情なんです。とします
と労働集約的製品というものは、今後
輸出市場において—それこそほん
とに低賃金、低コストによる輸出開拓
が行なわれてきたけれども、そのみ
にたよることははやできないといふ
ことになっておる。このことはやがて
輸出不安を醸成するのみならず、社会
不安を醸成しておるわけです。この点
についてそれこそこの際きめのこまか
い検討を本委員会で行ないたいと思ひ
ますけれども、時間だそうございま
すので、後刻に譲りたいと思ひま
す。

○中川委員長 本日はこの程度にとど
め、次会は明三十一日水曜日午前十時
より開会することいたします。

これにて散会いたします。
午後一時二十一分散会

昭和三十六年六月三日印刷

昭和三十六年六月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局